

関係学校法人理事長 様
(私立幼稚園、私立認定こども園を設置する学校法人)

大阪府教育庁私学課長

令和4年度「学校法人調査票」の提出について(依頼)

日頃から、本府私学行政に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記調査については、私立学校法施行令第5条に基づく学校法人台帳の調製、その他各学校法人の運営状況を把握する上で必要となる基礎的な資料を得ることを目的に実施しています。

つきましては、下記により調査を実施しますので、必要事項を記入のうえ提出してください。

なお、様式は大阪府ホームページ「幼稚園への通知・照会」(<https://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/youchien/tuuchi.html>)からダウンロードし、必要項目を入力のうえ、提出してください。

各種認可・届出等に変更がある場合は、本調査の該当部分を変更の上、添付書類として変更したページを提出していただきますので、適切な事務処理をよろしくお願いいたします。

記

1. 提出書類及び提出期限

提出書類	対象	提出方法	提出期限
①学校法人調査票	私学助成園・施設型給付園・幼稚園型認定こども園・幼保連携型認定こども園のいずれかを設置している学校法人	インターネット申請により エクセル様式を提出(※1)	令和4年10月14日 (金曜日)
②寄附行為(※2) (最新のもの)	私学助成園を 設置していない 学校法人	郵送	

(※1) インターネット申請については、大阪府ホームページ「幼稚園への通知・照会」77番の「インターネット申込みはこちら」のボタンから手続きをしてください。**郵送でのご提出は受けませんのでご了承ください。**

(※2) **私学助成園を設置する法人**は、基礎資料調査の際に寄附行為を提出いただいているため、今回は**寄附行為の提出は不要です。**

2. 留意事項

① 調査票をご提出いただく学校法人は、幼稚園・認定こども園を設置する学校法人です。
大学・高校を併設している法人におかれては、「令和4年度 学校法人調査票(大学・高校を設置する法人用)」のご提出をお願いします。

※学校法人以外の設置者は提出不要です。

② 複数園を設置している場合

・調査票No.1・No.4～No.6 ⇒ 主たる園で入力してください。

(大学・高校を設置する法人はNo.1のみ)

・調査票No.2～No.3 ⇒ シートを複製し、1つのシートごとに1園(幼稚園・認定こども園)の情報を入力してください。

- ③ 調査票作成時点における寄附行為並びに代表権者の状況等に注意して入力してください。
- ④ 本年度の調査では、園地園舎に係る土地・建物の登記簿謄本の提出は必要ありませんが、法人管理の観点からも毎年、土地・建物の登記簿謄本を入手し、本調査票とともに備え付けてください。

【寄附行為郵送先】

〒540-8570

大阪府中央区大手前 3-1-43 大阪府庁新別館南館 10 階
大阪府教育庁私学課 幼稚園振興グループ 山本

【お問い合わせ先】

電 話：06-6210-9273（直通）

メール：shigakudaiigaku-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp